

平成20年1月診療分から、乳幼児医療費の通院分の支給対象を小学校就学前までに拡大します。

町では、子育て世帯の経済的なご負担を軽減するため、乳幼児医療費の支給対象年齢を次のとおり改正します。

通 院		入 院 (現行どおり)
改正前	改正後()	
4歳児まで	小学校就学前(6歳に達した後の最初の3月31日)まで	小学校就学前(6歳に達した後の最初の3月31日)まで

平成20年1月1日診療分から

乳幼児医療費受給資格証の交付を受けているかた

新しい受給資格証を12月下旬に郵送しますので、改めて手続きをする必要はありません。新しい受給資格証は、平成20年1月診療分からお使いください。

乳幼児医療費受給資格証の交付を受けていないかた

乳幼児医療費の登録申請が必要になりますので、福祉課窓口でお早めに手続きをお願いいたします。手続きに必要なもの

印鑑

対象となるお子さんの名前が記載されている健康保険証

申請者名義の振込先口座が分かるもの(郵便局以外)

乳幼児医療費制度

支給対象となる期間 乳幼児医療費の登録申請を

した日から小学校就学前(6歳に達した後の最初の3月31日)まで

なお、出生、転入の日の翌日から15日以内に登録申請を行った場合は、出生、転入の日の診療分から支給します。

支給額 医療機関の窓口で支払った額のうち保険診療分を支給します。

加入している健康保険から、高額療養費、附加給付金等が支給される場合は、その分を除いた額を支給します。

入院時の食事代、保険診療の対象外のもの(差額ベッド代、薬の容器代、健康診断、予防接種、文書料等)は支給されません。

保険証の変更、氏名変更、離婚等による保護者変更などの場合は、必ず届け出をしてください。

問合せ 福祉課児童福祉担当 内線165

児童手当の手続きはお済みですか？

児童手当は、小学校修了前の児童を養育し、所得が一定額未満であるかたを対象に支給されます。

支給額(月額)

3歳未満の児童...一律1万円

3歳以上の児童...第1・2子 5千円
第3子 1万円

支給時期 2月・6月・10月(各月5日)

所得制限限度額

扶養親族等の数	児童手当限度額	特例給付限度額
0人	460万	532万
1人	498万	570万
2人	536万	608万
3人	574万	646万
4人	612万	684万
5人	650万	722万

(注)特例給付とは、厚生年金等の加入者で、所得制限により児童手当に該当しないかたの特例として、所得が一定額以内の場合に児童手当と同額が支給される制度です。

支給対象者で手続きをしていないかたは、「認定請求書」を福祉課窓口(公務員の場合は勤務先)へ提出してください。認定された場合、請求月の翌月分から支給されます。

町外へ転出される場合は、転出先で再申請が必要です。

手続きに必要なもの

認定請求書

(福祉課窓口にあります。)

保護者の保険証の写し等

(国民年金に加入しているかたは不要)

保護者の口座番号

印鑑

平成19年度児童手当用所得証明書

(平成19年1月1日に白岡町にお住まいのかたは不要)

問合せ 福祉課児童福祉担当 内線166